

要介護認定の流れ

お問い合わせ先
ケアプランあるふあ
(TEL) 03-5935-4258



申請

要介護認定を受けるためには、**お住まいの市区町村への申請**が必要です。
市区町村の介護保険の窓口や地域包括支援センター等に、ご本人かご家族が申請します。
居宅介護支援事業所では、ご本人やご家族の代わりに、要介護認定の申請や更新の手続きを行っています。
要介護認定にかかわる費用の負担はありません。



認定調査

要介護認定の申請後に訪問による**認定調査**を行います。
調査員がご自宅や入院先などを訪問し、ご本人の心身の状況などを調査します。
調査員は、市区町村の職員や市区町村が委託したケアマネジャー等です。
認定調査では、**ご本人やご家族から聞き取りや身体機能の確認**を行います。
市区町村は主治医へご本人の心身の状況や病状などについて、**主治医意見書**の作成を依頼します。
主治医がない場合は、市区町村が紹介する医師の診断を受けることになります。



認定結果の通知 (どのぐらい介護が必要なのかという認定)

要介護認定で **要支援1・2**

要介護認定で **要介護1～5**

チェックリストで **事業対象者**と判断



介護予防サービス・総合事業サービス

介護サービス

総合事業サービス



状態区分に応じたサービスがご利用出来ます。